

平成30年度第1回学長選考会議議事要旨

日 時 平成30年6月27日（水） 10時45分開会
11時25分閉会

場 所 札幌駅前サテライト（教室2）

旭川校、釧路校、函館校、岩見沢校に所属する委員はTV会議で出席

出席者 松岡（議長）、今井、柿沼、蔵本、見上

並川、海老名、浅利、後藤、志手、羽賀、高久

欠席者 小野寺、佐藤

議事に先立ち、総務課長から、平成30年4月1日以降に、学長選考会議委員に就任した教育研究評議会選出の委員（学長選考会議規則第2条1項1号）及び経営協議会委員（学長選考会議規則第2条1項2号）について、報告があった。

（議 事）

1 学長選考会議委員（理事）の選出について

議長から、学長選考会議規則第2条1項3号の委員の選出について提案があり、審議の結果、阿部理事及び横山理事が選出された。

2 学長の業績評価について

議長から、学長の業績評価スケジュール（案）について説明があり、次回の会議において、学長への面談等について協議することとした。

また、学長の業績評価に関する要項第4条に掲げる評価資料が配付され、評価項目等について提案があり、了承された。

3 次回の開催日について

次回（第2回）の会議を8月29日（水）13時から札幌駅前サテライトで開催することとした。

以 上

平成30年度 第1回学長選考会議開催要項

○日 時 平成30年6月27日（水） 10時45分～12時00分

○場 所 札幌駅前サテライト教室2

○議 題

- 1 学長選考会議委員（理事）の選出について
- 2 学長の業績評価について

○配付資料

- 資料1 学長選考会議委員名簿（平成30年6月27日現在）
- 資料2 平成29年度第4回学長選考会議議事要旨
- 資料3 国立大学法人北海道教育大学北海道教育大学長の業績評価に関する要項

学長選考会議委員名簿（平成30年6月27日現在）

選出区分	氏名	現職等
教育研究評議会 委員（7名） （規則2条1項1号）	並川 寛 司	札幌校キャンパス長
	海老名 尚	旭川校キャンパス長
	浅利 祐 一	釧路校キャンパス長
	後藤 泰 宏	函館校キャンパス長
	志手 典 之	岩見沢校キャンパス長
	羽賀 将 衛	保健管理センター長
	高久 元	附属札幌小学校長
経営協議会委員 （7名） （規則2条1項2号） ※五十音順	○今井 明日香	弁護士法人 白総合法律事務所
	小野寺 俊 幸	J A 北海道中央会副会長
	柿沼 博 彦	前 北海道旅客鉄道株式会社特別顧問
	蔵本 康 彦	元 北海道小学校長会会長
	佐藤 嘉 大	北海道教育委員会教育長
	◎松岡 和 久	公益財団法人C I E S F 副理事長
	見上 一 幸	前 宮城教育大学学長
理事（2名） （規則2条1項3号）		

◎議長、○議長代理

空欄の理事2名は、学長選考会議が選出する。

平成29年度第4回学長選考会議議事要旨

日 時 平成29年9月20日（水） 9時52分開会
11時26分閉会

場 所 札幌駅前サテライト（教室2）

出席者 松岡（議長）、今井、柿沼、蔵本、高橋、立川
横山、海老名、玉井、後藤、佐藤、羽賀、高久、大津、阿部

欠席者 小野寺

（議 事）

1 前回（第3回）の議事要旨等について

総務課長から、資料1に基づき、前回会議の議事要旨が読み上げられ、了承した。
併せて、面談に関わる資料の取扱いについて、審議が行われ、「議事の内容の公開について」（平成26年度第4回学長選考会議決定）及び「国立大学法人北海道教育大学長の業績評価に関する要項」（以下、「要項」という。）第3条（1）等に基づき、非公開とすることとした。

2 評価書について

資料2に基づき、委員から修正意見が出された。
出された意見に基づき、事務局で評価書を修正・配付の上、内容を確認し、評価書を決定した。

3 評価結果の通知及び公表について

議長及び総務課長から、資料3に基づき説明があり、要項第5条により、本日、議長から学長に評価書を手交するとともに、本学ホームページ上において公表することとした。

以 上

○国立大学法人北海道教育大学長の業績評価に関する要項
(平成29年6月21日学長選考会議決定)

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人北海道教育大学学長選考会議規則(平成16年規則第132号)第3条第3号に基づき、学長選考会議が学長の業績評価に関する事項を審議するに当たり、必要な事項を定める。

(業績評価の実施)

第2条 学長選考会議は、学長の任期の起算日(以下「任期の初日」という。)から同任期の末日の8月前までに学長の業績評価を行う。

2 学長の業績評価は、任期の初日から1年を超えた後に行うものとし、年度単位で実施することを原則とする。

(業績評価の方法)

第3条 学長の業績評価は、次に掲げる手順及び方法により実施する。

(1) 学長選考会議は、第4条に掲げる資料を審査し、学長と面談する。ただし、同面談は、非公開とする。

(2) 学長選考会議は、前号の審査及び面談に基づき学長の業績評価を決定し、評価書(別記様式。以下「評価書」という。)を作成する。

(評価資料)

第4条 学長の業績評価にあたって審査の対象とする資料は、次に掲げる資料とする。ただし、第1号から第5号に掲げる資料については、評価対象の年度内に作成されたものを対象とするものとし、同資料が当該年度内に作成されていない場合は、同資料を審査の対象から除外することができる。

- (1) 国立大学法人評価(年度評価)に係る資料
- (2) 国立大学法人評価(中期目標期間評価)に係る資料
- (3) 大学機関別認証評価に係る資料
- (4) 専門職大学院認証評価に係る資料
- (5) 監査報告
- (6) 望ましい学長像及び学長候補者所信書
- (7) その他学長選考会議が必要と認める資料

(業績評価の公表等)

第5条 評価書を作成した場合は、速やかに、同評価書の内容を、学長に通知するとともに、本学ホームページ上において公表する。

(学長への支援及び助言)

第6条 学長選考会議は、学長の業績評価の結果及び学長の業務の遂行状況に基づき必要と認める場合は、学長に対して、支援又は助言を行う。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、学長の業績評価に関する事項の審議に当たり必要な事項は、学長選考会議の議を経て、議長が別に定める。

附 則

この要項は、平成29年6月21日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

別記様式(第3条関係)

国立大学法人北海道教育大学 学長業績評価 評価書

[別紙参照]

別記様式（第3条関係）

国立大学法人北海道教育大学 学長業績評価 評価書

学長選考会議

1 評価

--

2 各委員からの主な意見等

--